

契約締結前交付書面集

(個人のお客さま用)



有価証券投資に際しては、その投資に係るリスクや留意点を
十分にご理解いただくことが大切です。

この説明書では金融商品取引法に定められた、
お客さまにお渡ししなければならない各種書面等をまとめることで、
お客さまに知っておいていただきたい当社の基本方針、
商品のリスクや留意点について説明しております。

あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお問い合わせください。

CONTENTS

●「リスク・手数料等」のご案内ページについて	1～2
● 契約締結前交付書面集	
1. 上場有価証券等書面	3～7
2. 新規公開株式の契約締結前交付書面	8～9
3. 円貨建て債券の契約締結前交付書面	10～13
4. 外貨建て債券の契約締結前交付書面	14～17
5. 個人向け国債の契約締結前交付書面	18～19
6. 金銭・有価証券の預託、記帳および振替に関する契約のご説明	20
● 当社の概要	21
● 無登録格付に関する説明書	22～24
● 最良執行方針	25～26
● 「個人情報保護に関する法律」に基づく公表事項	27～35
● 金融商品勧誘方針	36
● お取引の際のご留意事項	37
● 個人番号(マイナンバー)のご提供について	38
● みずほ証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口	38
● 金融ADR制度のご案内	38

「リスク・手数料等」のご案内ページについて

当社ウェブサイトにおいて、お客さまにご負担いただく手数料と、上場株式、債券等の商品に関するリスクをご説明する「**リスク・手数料等**」のご案内ページを開設しています。

パソコン、スマートフォンでご覧になれますので、お取引に際しては必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

主な掲載内容

- 上場株式、債券等に関する投資リスク
- 手数料等その他の費用
- 上場有価証券等書面・契約締結前交付書面
- 格付および英文開示に関するお知らせ 等

「契約締結前交付書面集」について、書面での交付または電磁的方法による提供をご希望のお客さまは、お取引店またはコールセンター(0570-000-324)にお申し出ください。

「リスク・手数料等」のご案内ページのご確認方法

「**リスク・手数料等**」のご案内ページ (<https://www.mizuho-sc.com/risk/index.html>) は、当社ウェブサイトの「リスク・手数料等」から、アクセスできます。

パソコンをご利用の場合



スマートフォンをご利用の場合



「リスク・手数料等」のご案内ページは、



マークが目印です。

「リスク・手数料等」のご案内ページの掲載情報

「リスク・手数料等」のご案内ページでは、「株式等の取引に係るリスクや手数料」「債券の取引に係るリスクや手数料」「その他お取引に関する情報」についてご案内しております。

〈ご参考〉「株式等の取引に係るリスクや手数料」
「債券の取引に係るリスクや手数料」の掲載情報

■ 主な掲載情報
「価格変動リスク」「信用リスク」 「為替変動リスク」のご説明
主な手数料
過去5年分の上場有価証券等書面・ 契約締結前交付書面
無登録格付の説明
英文開示銘柄の確認方法
当社の概要
租税の概要

MIZUHO みずほ証券 個人 法人 みずほ証券について リスク・手数料等 キーワードを入力して検索 口座開設 ネット債券部ログイン

はじめてのお客さまへ キャンペーン情報 取扱商品 サービス 投資情報・セミナー お問い合わせ・お手続き 店舗案内

ホーム > リスク・手数料等

リスク・手数料等

お取引に関するリスクや手数料、その他お取引に関する情報を掲載していますので、よくお読みください。

株式等の取引に係るリスクや手数料 債券の取引に係るリスクや手数料 その他お取引に関する情報

株式等の取引に係るリスクや手数料

本ページにおいて、株式等とは株式、CB（転換社債型新株予約権付社債）、新株予約権証券、ETF、ETN、REIT、インフラファンド、優先株等を指します。

株式等の取引により損失を被ることがあります。

①価格変動リスク

②信用リスク

各種相場の変動などにより、価格が変動し損失を被ることがあります。
(株式相場 金利水準 為替相場 不動産相場 商品相場など)

購入した株式等を発行している会社の業績または財産の状況の変化などによって損失を被ることがあります。

価格変動リスクとは

信用リスクとは

株式等の売買にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場等の変動により価格が変動するため、この価格の変動によって、損失を被ることがあります。株式は価格が変動する代表的な金融商品ですが、上場商品には上場投資信託（ETF・ETN）、不動産投資信託（REIT）など様々な商品があり、それぞれに価格変動要因が多様ですので、詳細は【商品一覧】をご確認ください。

株式等は、発行会社（企業等）の破たん時に、価値がゼロとなる可能性があります。そのため、発行会社（企業等）の業績悪化等の結果、財務状況が悪化し、債務不履行や破たんの可能性が取りざたされた状況となった場合（いわゆる、「信用不安の需まった状況」となった場合）、株価の大幅な下落により損失を被ることがあります。

価格変動リスクの例はこちら

信用リスクの例はこちら

③為替変動リスク

外国株式等の場合、購入時より円高になっていると、円で換算した場合には損失を被ることがあります。

為替変動リスクとは

外資建て株式を売却し、円で受け取る場合、円での受取額は外国為替相場の変動の影響を受けます。外貨での円高が増加していても、そのときの外国為替相場が購入時よりも円高となっていた場合は円での受取額は減少しており、損失を被る場合があります。

為替変動リスクの例はこちら

【商品毎のリスクは、以下をご確認ください】

▶ 株式 ▶ CB（転換社債型新株予約権付社債） ▶ 新株予約権証券
▶ ETF・ETN ▶ REIT ▶ インフラファンド
▶ 優先株等

株式等の取引にあたっては手数料をご確認ください。

手数料

レバレッジ型、インバース型ETF・ETNのお取引にあたっての留意事項

レバレッジ型、インバース型のETFおよびETNの価格の上昇率・下落率は、原資産の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致しません。
また中長期にわたり投資を継続すると、期待した投資成果が得られないおそれがあり、中長期的な投資の目的に適合しない場合があります。
投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。

▶ レバレッジ型・インバース型ETF等の投資リスクの詳細

その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券は、金融商品取引法に基づく開示書類が英語で記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のウェブサイト（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）でご確認いただけます。

▼ 上場有価証券等書面・契約締結前交付書面

株式等の取引に係るリスクや手数料 債券の取引に係るリスクや手数料 その他お取引に関する情報

契約締結前交付書面集

1. 上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価のほかに別紙「売買手数料表」に記載の売買手数料をいただきます。ただし、お客さまと当社の間で別途合意した場合には、別紙「売買手数料表」に記載の売買手数料は適用いたしません。この場合の売買手数料は、お客さまと当社の間で個別に合意させていただきますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。ただし、当社を直接の相手方とする売買の場合であっても、お客さまと当社の間で別途合意した場合には、別途売買手数料をお支払いいただく場合があります。
- 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料および公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」(※3)）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

- 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期間内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

上場有価証券等にかかる金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- 取引所金融商品市場または外国金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎまたは代理
- 私設取引システムへの媒介、取次ぎまたは代理
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎまたは代理
- 上場有価証券等の募集もしくは売出しの取扱または私募の取扱
- 上場有価証券等の売出し
- 上記のほか、売買等の媒介、取次ぎまたは代理

○レバレッジ型、インバース型ETFおよびETNのお取引にあたっての留意点

上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型のETFおよびETN（※4）のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。

- レバレッジ型、インバース型のETFおよびETNの価額の上昇率・下落率は、2営業日以上の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。
- 上記の理由から、レバレッジ型、インバース型のETFおよびETNは、中長期的な投資の目的に適合しない場合があります。
- レバレッジ型、インバース型のETFおよびETNは、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは別途銘柄ごとに作成された資料等でご確認いただくか、または窓口にてお尋ねください。

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引および発行日取引は含まれません。

※2 外国取引にかかる現地諸費用の額は、その時々市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※4 「上場有価証券等」には、特定の指標（以下、「原指数」といいます。）の日々の上昇率・下落率に連動し1日に一度価額が算出される上場投資信託（以下「ETF」といいます。）および指数連動証券（以下、

「ETN」といいます。)が含まれ、ETFおよびETNの中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が+（プラス）1を超えるものを「レバレッジ型」といい、－（マイナス）のもの（マイナス1倍以内のものを含みます）を「インバース型」といいます。

○本書面上の各有価証券には、外国または外国の者の発行する証券または証書で同様の性質を有するものを含みます。

○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のウェブサイト (<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>) でご確認ください。

別紙「売買手数料表」

●売買手数料表 国内株式等【個人・法人のお客さま共通】

上場投信、不動産投信、カンントリーファンド、新株予約権証券等を含みます。
以下の表記載の値を上限に、お客さまごとのお取引条件を設定します。

約定代金	基本テーブル					(税込み)
100万円以下	約定代金	×	1.15500%			
100万円超～300万円以下	約定代金	×	0.88000%	+	2,750 円	
300万円超～500万円以下	約定代金	×	0.82500%	+	4,400 円	
500万円超～1,000万円以下	約定代金	×	0.69300%	+	11,000 円	
1,000万円超～3,000万円以下	約定代金	×	0.56100%	+	24,200 円	
3,000万円超～5,000万円以下	約定代金	×	0.25300%	+	116,600 円	
5,000万円超～1億円以下	約定代金	×	0.01100%	+	237,600 円	
1億円超～10億円以下			一律		281,600 円	
10億円超～20億円以下			一律		347,600 円	

* 約定代金に 1.15500% を乗じた金額が 2,750 円に満たない場合は 2,750 円（税込み）を売買手数料とします。ただし、売却約定に限り、売却約定代金が 2,750 円未満の場合には、売却約定代金に 99.0%（税込み）を乗じた金額を売却手数料とします。

* 20 億円超の約定金額については 10 億円刻みに 66,000 円（税込み）増額します。なお、約定代金が 99 億 9,999 万 8,000 円超の場合は一律 941,600 円（税込み）とします。

●売買手数料表 国内転換社債型新株予約権付社債【個人・法人のお客さま共通】

上場交換社債等を含みます。
以下の表記載の値を上限に、お客さまごとのお取引条件を設定します。

約定代金	基本テーブル				(税込み)
70万円以下	約定代金	×	1.045000%		
70万円超～100万円以下	約定代金	×	0.935000%	+	770 円
100万円超～500万円以下	約定代金	×	0.880000%	+	1,320 円
500万円超～1,000万円以下	約定代金	×	0.693000%	+	10,670 円
1,000万円超～3,000万円以下	約定代金	×	0.506000%	+	29,370 円
3,000万円超～5,000万円以下	約定代金	×	0.308000%	+	88,770 円
5,000万円超	約定代金	×	0.110000%	+	187,770 円

* 約定代金に 1.045000% を乗じた金額が 2,750 円に満たない場合は 2,750 円（税込み）を売買手数料とします。

別紙「売買手数料表」

●売買手数料表 外国株式等の国内取次手数料【個人・法人のお客さま共通】

海外市場上場E T F や外国預託証券等を含みます。

以下の表記載の値を上限に、お客さまごとのお取引条件を設定します。

約定代金	基本テーブル				(税込み)
30万円以下					6,050 円
30万円超～100万円以下	約定代金	×	1.10000%	+	2,750 円
100万円超～300万円以下	約定代金	×	0.99000%	+	3,850 円
300万円超～500万円以下	約定代金	×	0.88000%	+	7,150 円
500万円超～1,000万円以下	約定代金	×	0.77000%	+	12,650 円
1,000万円超～3,000万円以下	約定代金	×	0.66000%	+	23,650 円
3,000万円超～5,000万円以下	約定代金	×	0.55000%	+	56,650 円
5,000万円超～1億円以下	約定代金	×	0.44000%	+	111,650 円
1億円超	約定代金	×	0.33000%	+	221,650 円

* 約定代金が 55,000 円以下の場合、国内取次手数料は一律 11.0%（税込み）とします。

●単元未満株の売却・買増のお取引【個人・法人のお客さま共通】

お客さまが 1 単元（単位）の株式数を売買される場合にいただく手数料を、実際に売買された株数で按分した金額をいただきます。

その他、コールセンター取引、およびインターネット取引の手数料体系の詳細につきましては当社ウェブサイトにてご確認ください。

2. 新規公開株式の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、新たに金融商品取引所に上場される株式（以下「新規公開株式」といいます。）のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 新規公開株式のお取引は、主に募集または売出しの取扱等により行います。
- 新規公開株式は、国内外の事業会社が発行する株式であり、金融商品取引所への上場後は、株式相場の変動や当該事業会社等の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- 新規公開株式を購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- 新規公開株式のお取引にあたっては、株式相場等の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

有価証券の発行者等の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- 新規公開株式の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

新規公開株式のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 新規公開株式のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

新規公開株式に係る金融商品取引契約の概要

当社における新規公開株式のお取引については、以下によります。

- 新規公開株式の募集もしくは売出しの取扱または私募の取扱
- 新規公開株式の売出し

金融商品取引契約に関する租税の概要

新規公開株式の募集または売出しに際して課税はされません。

なお、上場後の株式にかかる課税は次のとおりです。

個人のお客さまに対する上場株式の課税は、以下によります。

- 上場株式の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 上場株式の配当金は、原則として、配当所得として申告分離課税の対象となります。
- 上場株式の配当、譲渡損益は、他の上場株式等（特定公社債等を含みます。）の利子、配当、および譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客さまに対する上場株式の課税は、以下によります。

- 上場株式の譲渡による利益および配当金については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において新規公開株式のお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座または外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部または一部（前受金）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金をお預けいただきます。
- ご注文いただいた新規公開株式のお取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます。）。

○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のウェブサイト (<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>) でご確認ください。

3. 円貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、個人向け国債を除く円貨建て債券のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 円貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となるなどの方法により行います。
- 円貨建て債券は、金利水準の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動することなどにより、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。
- 円貨建て債券のうち、早期償還（定時償還、任意償還を含む）があるものについては、満期までの利回りを確定できない再投資のリスクを負うおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- 円貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- 円貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- 円貨建て債券が物価連動国債である場合には、元金額は全国消費者物価指数の変化に対応して変動しますので、売却時あるいは償還時の全国消費者物価指数の状況によって売却損または償還差損が生じる場合もあります。また、このような特性から、物価連動国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- 円貨建て債券が15年変動利付国債である場合には、その利子は10年国債の金利の上昇（低下）に連動して増減しますので、このような特性から、15年変動利付国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- 円貨建て債券が変動利付債である場合には、その利子は個別に規定された指標金利の変化に対応して変動しますので、このような特性から、変動利付債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。

債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- 円貨建て債券の発行者や、円貨建て債券の元利金の支払を保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- 円貨建て債券の発行者や、円貨建て債券の元利金の支払を保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払の停滞もしくは支払不能の発生または特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

- 高速道路会社（注）が発行する債券（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的/併存的債務引受条項付）については、発行者と連帯して独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下、「機構」）が債務を負担することになります。そのため、当該債券の発行者や機構の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。また、発行者や機構の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。また、当該債券に関する債務の引受が機構に適時に行われない場合には、当該債券の元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクが高くなります。

（注）東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社をいいます。

- 円貨建て債券のうち、主要な格付会社により「投機的要素が強い」とされる格付けがなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払が滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度はより高いと言えます。

早期償還（定時償還、任意償還を含む）があるものについては、再投資リスクが発生するため、市場環境によっては、期待通りの運用成果を享受できない場合があります

- 早期償還（定時償還、任意償還を含む）された元本を再投資するとき、金利低下局面では再投資利回りが償還になった円貨建て債券の利回りよりも低くなる場合があります。

円貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 円貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

円貨建て債券にかかる金融商品取引契約の概要

当社における円貨建て債券のお取引については、以下によります。

- 円貨建て債券の募集もしくは売出しの取扱または私募の取扱
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 円貨建て債券の売買の媒介、取次ぎまたは代理

円貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客さまに対する円貨建て債券（一部を除く）の課税は、原則として以下によります。

<特定公社債>

- 円貨建て債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- 円貨建て債券の譲渡益および償還益は、上場株式等にかかる譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 円貨建て債券の利子、譲渡損益および償還損益は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

<一般公社債>

- 円貨建て債券の利子については、利子所得として源泉分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税の金額は国内で源泉徴収の際に源泉税の金額から控除されます。
- 円貨建て債券の譲渡益および償還益は、一般株式等にかかる譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 円貨建て債券の譲渡損益および償還損益は、一般株式等（特定公社債に該当しない公社債等を含みます。）の譲渡損益および償還損益との損益通算が可能です。なお、譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができません。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。

法人のお客さまに対する円貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- 円貨建て債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税にかかる所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客さまが一般社団法人または一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- 国外で発行される円貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- 短期社債は、法人にのみ譲渡ができます。
- 振替債（わが国の振替制度に基づいて管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）のうち、国債を除く円貨建て債券は原則として、その償還日または利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。なお、国外で発行される円貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。
- 金融商品取引法第4条1項の規定による届出が行われていない円貨建て債券においては、譲渡の制限が課される場合があります。本債券に関する譲渡の制限の内容については、別途お渡しする「転売制限等の告知書」等にて内容をご確認ください。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において円貨建て債券のお取引や保護預かりを行われる場合は、以下によります。

- 国内で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、保護預かり口座または振替決済口座の開設が必要となります。国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文にかかる代金または有価証券の全部または一部（前受金等）をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文にかかる代金または有価証券をお預けいただきます。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます。）。

○その他留意事項

日本証券業協会のウェブサイト（<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>）に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

4. 外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となるなどの方法により行います。
- 外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動することなどにより、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。
- 外貨建て債券のうち、早期償還（定時償還、任意償還を含む）があるものについては、満期までの利回りを確定できない再投資のリスクを負うおそれがありますのでご注意ください。
- 通貨の交換に制限が付されている通貨（以下「規制通貨」という。）建て債券の場合、売買代金、利金・償還金はすべて円貨または当該規制通貨以外の通貨による決済となります。規制通貨による払込や受取ができないことを、あらかじめご了承ください。

手数料など諸費用について

- 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。なお、規制通貨建て債券の場合、売買にあたり、当社が決定した為替レートを用いて換算された円貨または当該規制通貨以外の外貨による決済となります。また、利金・償還金については、あらかじめ定められた方法により決定される為替レートを用いて換算される円貨または当該規制通貨以外の通貨により支払われます。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- 外貨建て債券が変動利付債である場合には、その利子は個別に規定された指標金利の変化に対応して変動しますので、このような特性から、変動利付債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。

- 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- 外貨建て債券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- 通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払を保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払を保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払の停滞もしくは支払不能の発生または特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。
 なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。
- 外貨建て債券のうち、主要な格付会社により「投機的要素が強い」とされる格付けがなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払が滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度はより高いと言えます。

新興国通貨建て債券について

- 新興国通貨建て債券は、米ドル等の主要通貨建て債券に比べて流動性が低くなる可能性があります。

早期償還(定時償還、任意償還を含む)があるものについては、再投資リスクが発生するため、市場環境によっては、期待通りの運用成果を享受できない場合があります

- 早期償還（定時償還、任意償還を含む）された元本を再投資するとき、金利低下局面では再投資利回りが償還になった外貨建て債券の利回りよりも低くなる場合があります。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

外貨建て債券にかかる金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- 外貨建て債券の募集もしくは売出しの取扱または私募の取扱
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎまたは代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客さまに対する外貨建て債券（一部を除く）の課税は、原則として以下によります。

< 特定公社債 >

- 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- 外貨建て債券の譲渡益および償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等にかかる譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 外貨建て債券の利子、譲渡損益および償還損益は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

< 一般公社債 >

- 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として源泉分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税の金額は国内で源泉徴収の際に源泉税の金額から控除されます。
- 外貨建て債券の譲渡益および償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、一般株式等にかかる譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 外貨建て債券の譲渡損益および償還損益は、一般株式等（特定公社債に該当しない公社債等を含みます。）の譲渡損益および償還損益との損益通算が可能です。なお、譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができません。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。

法人のお客さまに対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税にかかる所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客さまが一般社団法人または一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- 振替債（わが国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である外貨建て債券は、その償還日または利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。
- 金融商品取引法第4条1項の規定による届出が行われていない外貨建て債券においては、譲渡の制限が課される場合があります。本債券に関する譲渡の制限の内容については、別途お渡しする「転売制限等の告知書」等にて内容をご確認ください。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預かりを行う場合は、以下によります。

- 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預かり口座または振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文にかかる代金または有価証券の全部または一部（前受金等）をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文にかかる代金または有価証券をお預けいただきます。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます。）。

○その他留意事項

日本証券業協会のウェブサイト（<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>）に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

5. 個人向け国債の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、個人向け国債のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

■個人向け国債のお取引は、主に募集等の方法により行います。

手数料など諸費用について

- 個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 個人向け国債を中途換金する際、原則として※下記により算出される中途換金調整額が売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることになります。
 - 変動10年：直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
 - 固定5年：2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
 - 固定3年：2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685

個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 個人向け国債のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

※発行から一定期間の間に中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。詳しくは、お取引のある支店（部署）にお問い合わせください。

個人向け国債にかかる金融商品取引契約の概要

当社における個人向け国債のお取引については、以下によります。

- 個人向け国債の募集の取扱
- 個人向け国債の中途換金のための手続き

個人向け国債に関する租税の概要

お客さまに対する課税は、以下によります。

- 個人向け国債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- 個人向け国債の利子および個人向け国債を中途換金した際に発生した中途換金調整額は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- 個人向け国債は発行から1年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、または大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から1年以内であっても中途換金が可能です。
- 個人向け国債は、原則として、個人のみ保有可能であり、個人以外への譲渡は認められておりません。
- 個人向け国債は、当社においては原則として、その償還日の3営業日前から前営業日の3日間を受渡日とするお取引はできません。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において個人向け国債のお取引や保護預かりを行う場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文にかかる代金または有価証券の全部または一部（前受金等）をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文にかかる代金または有価証券をお預けいただきます。
- ご注文にあたっては、銘柄、応募または中途換金の別、数量等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます。）。

6. 金銭・有価証券の預託、 記帳および振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面をあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳および振替を行います。

手数料など諸費用について

- 金銭および有価証券の預託にかかる国内保護預かり口座管理料、外国証券取引口座管理料、その他各種口座管理料はいずれもいただきません。
- お預かりしている株式等(証券保管振替機構を通じて振替を行う商品が該当いたします。)を他社に移管する際には、原則として銘柄ごとに 1 取引単位あたり 1,100 円(消費税を含みます。以下同じ。)の振替手数料をいただきます(数量が 1 取引単位に満たない場合であっても同額です。)。また、1 取引単位を増すごとに 550 円を加算した金額とし、上限は銘柄ごとに 6,600 円とさせていただきます。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳および振替に関する契約の概要

当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳および振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいたうえで、有価証券の売買等の注文を受け付けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです)は、この契約は解約されます。

- お客さまから解約のお申し出があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

当社の概要

商 号 等	みずほ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第94号
本 店 所 在 地	〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人日本STO協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あつせん相談センター
資 本 金	1,251 億円
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	大正6年7月
連 絡 先	お取引のある支店（部署） またはコールセンター0570-000-324（ナビダイヤル）にご連絡ください。

無登録格付に関する説明書

みずほ証券株式会社

「S&P グローバル・レーティング」

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

●登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

●格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

●信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.spglobal.co.jp/ratings>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.spglobal.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

●信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2021年8月5日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

「ムーディーズ・レーティングス」

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

●登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

●格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・レーティングス

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

●信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（<https://ratings.moodyys.com/japan/ratings-news>）の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」の欄に掲載されております。

●信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・レーティングス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2024年6月25日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

「フィッチ・レーティングス」

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

●登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

●格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

●信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/ja>）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

●信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ホームページ上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2020年6月19日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以 上

最良執行方針

2026年11月
みずほ証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客さまにとって最良の取引の条件で執行するための方針および方法を定めたものです。

当社では、お客さまから国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際にお客さまから取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1 対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）、REIT（不動産投資信託の投資証券）等で、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」
- (2) フェニックス銘柄である株券、新株予約権付社債券で、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」はお取り扱いしておりません。

2 最良の取引の条件で執行するための方法

上場株券等につきましては、次の方法で執行いたします。

- (1) お客さまから委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場へ取り次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文につきましても、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場へ取り次ぐことといたします。
ただし、お客さまが上記の方法によらない執行（当社が直接の取引の相手となる方法、金融商品取引所市場外の売買（私設取引システム（PTS）による場合も含まれます。）、金融商品取引所市場の立会外売買）等をご希望される場合には、お客さまと合意した方法により、お客さまの注文を執行することといたします。
- (2) (1) において、委託注文の金融商品取引所市場への取り次ぎは、次の通り行います。
 - ① 上場している金融商品取引所市場が1箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。
 - ② 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、執行時点において、株式会社 QUICK の情報端末において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。以下、「選定市場」といいます。）へ取り次ぎます。なお、選定市場に関するお問い合わせは当社の本支店またはコールセンターまでご連絡ください。

3 当該方法を選択する理由

・ 上場株券等

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客さまにとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客さまにとって最も合理的であると判断されるからです。

複数の金融商品取引所市場等から最良価格がある市場を自動的に選び、注文を執行する「SOR」(Smart Order Routing の略称)については、より価格優先での取引が期待できることから、2028 年中を目途に導入する予定です。システム導入にあたっては開発等に相応の時間を要するため、導入日確定後、改めて最良執行方針の改定内容をお送りします。なお、導入までの期間については、現行の最良執行方針に則り、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案し注文を執行します。

4 その他

(1) 次に掲げる取引については、2に掲げる方法によらず、それぞれ以下の方法により執行いたします。

- ① お客さまから執行方法に関するご指示（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望、ご注文数量の一括執行の必要性等）があった取引
当該ご指示いただいた執行方法
- ② 投資一任契約等に基づく執行
当該契約等においてお客さまから委任された範囲内において当社が選定する方法
- ③ 取引約款等において執行方法を特定している取引
当該執行方法
- ④ 当社が取り扱う単元未満株の取引
単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法
- ⑤ 複数市場に上場している上場株券等の期日指定注文（特定の指定日まで継続される注文）は、当該期日指定注文の当初の選定市場が注文として継続されるため、注文約定時の選定市場と異なる場合があります。
- ⑥ 信用取引の制度信用銘柄につきましては、その制度上新規建てと反対売買を同一市場で行うことを前提としている仕組みであるため、反対売買を行う時点で選定市場が変更されていた場合でも、新規建てと同一市場で反対売買を執行いたします。
- ⑦ 海外の金融商品取引所と国内の金融商品取引所に重複上場している上場外国株券等で、海外の保管機関等に保管されているものの売却注文は、海外の金融商品取引所に取り次ぐ取り扱いとなります。

(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合があります。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。

したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そののみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以 上

「個人情報の保護に関する法律」に基づく公表事項

「個人情報の保護に関する法律」に基づき以下の通り公表いたします。

改訂 2022年4月1日

みずほ証券株式会社（個人情報取扱事業者）

所在地：東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア

代表者氏名：浜本 吉郎

1 お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー

みずほ証券株式会社（以下、「当社」といいます）は、当社の個人情報保護に関する取組方針および個人情報（お客さまの個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報（以下、総称して「特定個人情報等」といいます）も含まれます）の取り扱いに関する考え方として、下記の「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」（以下、「本ポリシー」といいます）を制定し、公表いたします。

（取組方針）

当社は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、当社が各種業務を行うにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」をはじめとする関係法令等に加えて、本ポリシーをはじめとする当社の諸規程を遵守し、お客さまの個人情報の適切な保護と利用に努めてまいります。

（適正取得）

当社は、お客さまの個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得いたします。

（利用目的）

当社は、お客さまの個人情報について、その利用目的を特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲において取り扱うこととし、その範囲を超えて取り扱いはいたしません。なお、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」における個人番号の利用等、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取り扱いはいたしません。

当社の利用目的につきましては、当社のウェブサイト等に掲示しております。

（不適正な利用の禁止）

当社は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用いたしません。

（第三者提供の制限）

当社は、お客さまの同意をいただいている場合や法令等に基づく場合等を除き、原則としてお客さまの個人情報を第三者に対して提供いたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いを委託する場合、合併等の場合および別途定める特定の者との間で共同利用する場合には、お客さまの同意をいただくことなく、お客さまの個人情報を当社以外の者に対して提供することがあります。なお、特定個人情報等については「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に限定的に明記された場合を除き、第三者へ提供いたしません。

（機微（センシティブ）情報の取り扱い）

当社は、お客さまの機微（センシティブ）情報（※）（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報を指し、「要配慮個人情報」を含みます。）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてお客さまの同意をいただいた場合等の同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

（※）機微（センシティブ）情報とは、以下の情報を指します。

- ・人種、信条、社会的身分 ・病歴、保健医療および性生活
- ・犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実 ・労働組合への加盟 ・門地、本籍地
- ・その他本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要する個人情報

（安全管理措置）

当社は、お客さまの個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施いたします。また、お客さまの個人情報を取り扱う従業者や委託先（再委託先等も含みます）について、必要かつ適切な監督を行ってまいります。

なお、当社が講じている安全管理措置については、当社ウェブサイトに掲載している「みずほ証券における安全管理措置について」でご確認いただけます（当書面のP.33にも同内容を掲載しています）。

（継続的改善）

当社は、情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて本ポリシーを適宜見直し、お客さまの個人情報の取り扱いについて、継続的に改善に努めてまいります。

（開示等のご請求手続き）

当社は、お客さまに関する保有個人データの利用目的の通知、内容の開示のご請求、保有個人データの内容が事実と反する場合等における訂正・追加・削除、利用の停止・消去、第三者提供の停止のご請求等につきましては、適切かつ迅速な対応を行うよう努めてまいります。

（ご意見・ご要望のお申し出）

当社の個人情報の取り扱いに関するご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速な対応を行うよう努めてまいります。

2 個人情報の主な取得方法および外部委託している主な業務について

（個人情報の主な取得方法）

- 当社は以下のような方法により個人情報を取得する場合があります。
 - ・商品やサービスの申込書など、お客さまにご記入・ご提出していただいた書類等により提供を受ける場合
 - ・当社グループ内の共同利用者等から提供を受ける場合
 - ・市販の書籍に記載された情報や、新聞やインターネットで公表された情報を利用する場合

（外部委託をしている主な業務）

- 当社は業務の一部を外部委託しております。また、当社が個人情報等を外部委託先に取り扱わせている業務には以下のようなものがあります。
 - ・お客さまにお送りするための書面の印刷・発送業務
 - ・法律上や会計上等の専門的な助言等を提供する業務
 - ・情報システムの運用・保守に関する業務
 - ・金融商品仲介業務
 - ・業務に関する帳簿等書類を保管する業務

3 お客さまの個人情報の取り扱いに係る利用目的

当社は、お客さまの個人情報を下記の業務内容および利用目的の達成に必要な範囲において取り扱うこととし、その範囲を超えて取り扱いはいたしません。なお、金融商品取引業等に関する内閣府令等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報その他特別な非公開情報は、適切な業務の運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。その他特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合にも、当該利用目的以外での取り扱いはいたしません。

また、当社では利用目的の達成に必要な範囲にて、お客さまとの会話を録音させていただく場合があります。

当社における業務内容	○ 金融商品取引業務（有価証券の売買業務、有価証券の売買の取り次ぎ業務、有価証券の引受け業務等）、保険募集業務等、法令等により金融商品取引業者が営むことができる業務およびこれらに付随する業務 ○ その他、当社が法令等により営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後、取り扱いが認められる業務を含みます）
当社における利用目的	当社および当社が取り扱うみずほフィナンシャルグループ各社（注）、当社の関連会社や提携会社の各種商品やサービス等に関し、下記利用目的で利用いたします。 ○ 当社が金融商品取引法に基づき取り扱う金融商品取引等の口座開設等、金融商品やサービス等の勧誘・お申し込みの受付のため ○ 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービス等をご利用いただく資格等の確認のため ○ 金融商品取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため ○ 金融商品取引等のお申し込みや継続的なご利用等に際しての判断のため ○ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービス等の提供に係る妥当性の判断のため ○ 業務の適切な遂行に必要な範囲で第三者に提供するため ○ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため ○ 取引結果や預かり残高等の報告など、お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため ○ 市場調査やデータ分析等による金融商品やサービス等の研究や開発のため ○ お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴等を分析し、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告を配信するため ○ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービス等に関する各種ご提案やご案内のため ○ 提携会社等の商品やサービス等の各種ご提案やご案内のため ○ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため ○ 各種リスクの把握および管理のため、その他お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため ○ 上記に記載した個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」および「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。

（注：株式会社みずほフィナンシャルグループならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社をいいます。具体的な会社の名称等の最新の状況につきましては、株式会社みずほフィナンシャルグループのウェブサイト(<https://www.mizuho-fg.co.jp/>)に揭示いたします。）

4 みずほフィナンシャルグループ内における共同利用について

みずほフィナンシャルグループは、グループ内に銀行、証券会社、信託銀行をはじめ、様々な金融関連会社等を有しております。これらのグループ各社がそれぞれの専門性を活かしつつ、連携を強化することで、より付加価値の高い金融商品やサービスをご提供し、お客さまのお役に立ちたいと考えております。

そのために、下記の範囲内で必要な場合に限り、お客さまの個人情報をグループ内で共同利用させていただきたいと考えております。共同利用を実施させていただくにあたっては、これまで以上に厳格な情報管理に努めてまいりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、当社は金融商品取引法により、親法人・子法人等との非公開情報の授受を原則として禁止されております。そのため、お客さまから同意書を取得した場合等、法令によって認められた場合を除き、お客さまの非公開情報の共同利用は行いません。

共同利用の取り扱いにつきましては、今後必要に応じて見直しさせていただくことがございます。その際には、あらかじめ通知または公表をさせていただきます。

記

1. 共同利用する個人データの項目

- (1) お名前、ご住所、生年月日、お電話番号やメールアドレス等のご連絡先、ご家族に関する情報、ご勤務先に関する情報、お客さまの資産・負債に関する情報、お取引ニーズに関する情報、公表情報など、お客さまに関する情報
- (2) お取引いただいている各種商品やサービス等の種類、取引店番号・口座番号・取引番号等の管理番号、ご契約日・お取引金額・期日など、お客さまとの個々のお取引の内容に関する情報
- (3) 各種商品やサービス等に関する情報（預金残高情報、借入残高情報など）、取引経緯情報やご融資の際の判断に関する情報など、お客さまのお取引の管理に必要な情報

2. 共同利用者の範囲

株式会社みずほフィナンシャルグループならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社（金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取り扱いといたします）

3. 利用目的

- (1) 各種商品やサービス等に関するご提案やご案内、研究や開発のため
～例えば、お客さまのニーズにあった商品やサービスをグループ各社で共同開発し、ご提案させていただきます。
- (2) 各種商品やサービス等のお申し込み、継続的なご利用、ご提供等に際しての判断のため
～例えば、お客さまに関する情報をもとに、グループ各社が提供する最適な運用商品をご提案させていただきます。
- (3) 各種リスクの把握および管理など、グループとしての経営管理業務を適切に遂行するため
～グループとしての適切な経営管理体制を構築し、お客さまに安定的かつ継続的にサービスを提供してまいります。

4. その他

- (1) 個人データの管理について責任を有する者の名称、所在地、代表者の氏名：みずほ証券株式会社の会社概要（<https://www.mizuho-sc.com/company/info/profile/index.html>）に揭示いたします。
- (2) 上記2.の共同利用者の範囲に含まれる会社の名称等の最新の状況につきましては、株式会社みずほフィナンシャルグループのウェブサイト（<https://www.mizuho-fg.co.jp/>）に揭示いたします。
- (3) 共同利用に基づくダイレクトメールの送付等について中止を希望されるお客さまは、お取引のある会社の窓口（本支店等）までお申し出ください。

5 開示等のご請求手続きについて

1. 当社の保有個人データの利用目的は、「お客さまの個人情報の取り扱いに係る利用目的」をご参照ください。
2. 当社は、お客さまの保有個人データおよび第三者提供記録について、開示、訂正・追加・削除、利用の停止・消去、第三者提供の停止等のご請求（以下「開示等のご請求」といいます）に対応させていただくにあたっては、以下の手続きによることといたします。

なお、ご本人さまを確認できない場合、代理人によるお申し出に際して代理権が確認できない場合、所定の請求書等の書類に不備があった場合等につきましては、開示等のご請求の受付ができませんので、以下の手続きを十分にご理解いただきますとともに、開示等の対象となる保有個人データおよび第三者提供記録の特定に必要な情報の提供にご協力願います（個人データの正確性・最新性確保の観点より、お届け内容に変更等があった場合には、速やかにお取引店にお申し出ください）。

また、法令等の定めにより、開示等のご請求に対応できない場合もございますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

3. 開示のご請求手続き

- (1) 個人情報保護法に基づき、当社に対してお客さまご本人（または代理人の方）が、お客さまに関する当社の保有個人データおよび第三者提供記録の開示を請求することができます。
- (2) 「開示のご請求」の受付窓口は、お取引店です。ご請求は、来店または郵送の方法で受け付けます。
- (3) 「開示のご請求」に際してご提出いただく書類は、以下となります。

① 当社所定の請求書

・「保有個人データおよび第三者提供記録開示請求書」

② 本人確認のための書類（*）

運転免許証、各種健康保険の資格確認書、旅券（パスポート）（注）、在留カードまたは特別永住者証明書のコピーなど

（注）2020年2月4日以降に発給申請されたパスポートには、住所の記入欄がないため、本人確認書類としてご利用になれません。

③ 代理人による場合（*）

・法定代理人（親権者または成年後見人）については、法定代理人であることを証明する書類

・委任による代理人である場合は、当社所定の「委任状」、代理人の印鑑証明書

（*）詳しくは窓口にてお問い合わせください。

(4) 「開示のご請求」に対する回答方法

お申し出の受付後、原則10営業日以内をめどに以下の方法により回答いたします。当社所定の請求書に必要事項をご記入いただく際に、開示の方法について、以下の方法よりご指定ください。

① 電磁的記録の提供による方法

当社所定のUSBメモリに当社所定の回答書のPDFファイルを格納したうえ、ご本人さまの住所あてに郵送いたします。

② 書面による方法

当社所定の回答書を、ご本人さまの住所あてに郵送いたします。

（注）委任による代理人からのご請求の場合も、ご本人さまあてに郵送いたします。

法定代理人によるご請求の場合には、法定代理人あてに、郵送いたします。

(5) 開示に係る手数料

① 開示のご請求に対しては以下の手数料が必要です。

・当社所定の開示請求書1通につき手数料1,100円（税込み）（*）

（*）当社所定の開示請求書の記載項目以外を開示させていただく場合もございます。

その場合は別途、開示する内容に応じて手数料を加算させていただきます。

・USBメモリによる回答を指定いただいた場合は、別途1,100円（税込み）を加算

② 手数料は、「当社MRFからの引き落とし」または「銀行振込」のいずれかの方法でお支払いください。

(6) 開示をお断りする場合

次のような場合は、法令等の定めに基づき、開示をお断りさせていただきます。開示をお断りさせていただく旨を決定した場合には、その旨・理由を付してご連絡いたします。

① 手数料のお支払いがない場合（*）

② 開示のご請求の対象が「保有個人データ」に該当しない場合

③ 開示のご請求の対象である「保有個人データ」を具体的に特定することが困難、または容易に検索することが不能と判断される場合

④ 開示のご請求の対象である「第三者提供記録」に係る確認・記録義務が法令上適用されない場合

⑤ 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- ⑥ 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ⑦ 他の法令等に違反することとなる場合
 - (*) 手数料が不足していた場合、手数料のお支払いがない場合には、その旨ご連絡申し上げますが、所定の期間内にお支払いがない場合は、開示のご請求がなかったものとして対応させていただきます。

4. 訂正等のご請求手続き

- (1) 個人情報保護法に基づき、当社に対してお客さまご本人（または代理人の方）が、お客さまに関する当社の保有個人データの訂正等（訂正・追加・削除）を請求することができます。
- (2) 「訂正等のご請求」の受付窓口は、お取引店です。ご請求は、来店または郵送の方法で受け付けます。
- (3) 「訂正等のご請求」に際してご提出いただく書類は、以下となります。
 - ① 当社所定の請求書
 - ・「保有個人データ訂正等請求書」
 - ② 本人確認のための書類（*）
 - 運転免許証、各種健康保険の資格確認書、旅券（パスポート）（注）、在留カードまたは特別永住者証明書のコピーなど
 - （注）2020年2月4日以降に発給申請されたパスポートには、住所の記入欄がないため、本人確認書類としてご利用になれません。
 - ③ 代理人による場合（*）
 - ・法定代理人（親権者または成年後見人）については、法定代理人であることを証明する書類
 - ・委任による代理人である場合は、当社所定の「委任状」、代理人の印鑑証明書
 - （*）詳しくは窓口にてお問い合わせください。
- (4) 「訂正等のご請求」に対する回答方法
 - お申し出の受付後、原則10営業日以内をめどに回答書をご本人さまあてに郵送いたします（委任による代理人からのご請求の場合も、ご本人さまあてに郵送いたします）。
 - 法定代理人によるご請求の場合には、法定代理人あてに、郵送いたします。
- (5) 訂正等をお断りする場合
 - 次のような場合は、法令等の定めに基づき、訂正等をお断りさせていただきます。訂正等をお断りさせていただく旨を決定した場合には、その旨・理由を付してご連絡いたします。
 - ① 訂正等の請求の内容が事実でない場合、または、その真偽を確認できなかった場合
 - ② 訂正等に関して個人情報保護法以外の法令の規定により特別の手続きが定められている場合
 - ③ 訂正等を行うことが当該保有個人データの利用目的の達成に必要なでない場合

5. 利用停止等のご請求手続き

- (1) 個人情報保護法に基づき、当社に対してお客さまご本人（または代理人の方）が、お客さまに関する当社の保有個人データの利用停止等（利用の停止・消去・第三者提供の停止）を請求することができます。
- (2) 「利用停止等のご請求」の受付窓口は、お取引店です。ご請求は、来店または郵送の方法で受け付けます。
- (3) 「利用停止等のご請求」に際してご提出いただく書類は、以下となります。
 - ① 当社所定の請求書
 - ・「保有個人データ利用停止等請求書」
 - ② 本人確認のための書類（*）
 - 運転免許証、各種健康保険の資格確認書、旅券（パスポート）（注）、在留カードまたは特別永住者証明書のコピーなど
 - （注）2020年2月4日以降に発給申請されたパスポートには、住所の記入欄がないため、本人確認書類としてご利用になれません。
 - ③ 代理人による場合（*）
 - ・法定代理人（親権者または成年後見人）については、法定代理人であることを証明する書類
 - ・委任による代理人である場合は、当社所定の「委任状」、代理人の印鑑証明書
 - （*）詳しくは窓口にてお問い合わせください。
- (4) 「利用停止等のご請求」に対する回答方法
 - お申し出の受付後、原則10営業日以内をめどに回答書をご本人さまあてに郵送いたします（委任による代理人からのご請求の場合も、ご本人さまあてに郵送いたします）。
 - 法定代理人によるご請求の場合には、法定代理人あてに、郵送いたします。
- (5) 利用停止等をお断りする場合
 - 次のような場合は、法令等の定めに基づき、利用停止等をお断りさせていただきます。利用停止等をお断りさせていただく旨を決定した場合には、その旨・理由を付してご連絡いたします。
 - ① 利用停止等の請求の内容が事実でない場合、または、その真偽を確認できなかった場合
 - ② 利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、お客さまの権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとる場合

- 6.「開示等のご請求」に関して取得したお客さまの個人情報につきましては、利用目的の達成に必要な範囲内でのみ利用いたします。提出いただいた書類は5年間保存後廃棄いたします。
- 7.保有個人データの取り扱いに関するお問い合わせ先
当社の保有個人データの取り扱いに関するお問い合わせにつきましては、お取引店または下記の窓口までお電話またはお手紙にてお申し出ください。
- 苦情受付窓口責任部署：お客さま相談室
住所：〒100-8176 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 大手町タワー
電話番号：フリーダイヤル0120-324-051
受付時間：月曜日～金曜日の8:40～17:10
ただし、12月31日～1月3日、および祝日・振替休日・国民の休日を除く

6 みずほ証券における安全管理措置について

1. 個人情報保護指針の策定

- ・当社は、個人データ（当社が取得し、または取得しようとしている個人情報であって、当社が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下、同様）の適正な取り扱いの確保のため、「安全管理措置に関する質問および苦情処理の窓口」、「個人データの安全管理に関する宣言」、「基本方針の継続的改善」、「関係法令等の遵守」等についてプライバシーポリシーを策定しています。

2. 個人データの取り扱いに係る規律の整備

- ・取得・入力、利用・加工、保管・保存、移送・送信、削除・廃棄の段階ごとに、取扱者の役割・責任、取扱者の限定、各管理段階において個人データの安全管理上必要とされる手続き等について定めた情報管理に関する規程を策定しています。

3. 組織的安全管理措置

- ・個人データの安全管理に係る業務遂行の総責任者である個人データ管理責任者および個人データを取り扱う各部署における個人データ管理者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業員および取り扱う情報の範囲を明確化し、個人データの取扱状況を個人データ管理責任者へ報告する体制を整備しています。
- ・個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署の者による監査を実施しています。

4. 人的安全管理措置

- ・個人データの取り扱いに関する事項について、従業員に定期的な研修を実施しています。
- ・個人データの取り扱いに関する従業員の役割・責任および違反時の懲戒処分を定めた就業規則を定め、従業員との間で非開示契約を締結しています。

5. 物理的安全管理措置

- ・個人データを取り扱う区域において、従業員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。
- ・個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を実施しています。

6. 技術的安全管理措置

- ・アクセス制御を実施し、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。
- ・個人データを取り扱う情報システムについて、外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する対策を実施しています。

7. 外的環境の把握

- ・外国において個人データを取り扱う場合には、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握したうえで、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じて取り扱っています。

8. 委託先の監督

- ・「委託先における個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備」「委託先における個人データの安全管理に係る実施体制の整備」等を委託先選定の基準として定め、当該基準に従って委託先を選定しています。
- ・委託先に対して、情報管理体制が適切であることを定期的に評価するとともに、委託に係る契約内容が遵守されていない場合には、速やかに必要な対応を行い、委託先が契約内容を遵守するよう是正のうえ、業務遂行体制を監督しています。

7 当社の外国における個人データの取り扱いについて

1. 外国にある事業者への委託について

当社は、お客さまの個人データについて、日本の法令およびプライバシーポリシーをはじめとする当社の諸規程に基づき適切に取り扱っています。ただし、当社が行う業務の一部につきまして、例として下記の通り、外国にある事業者へ委託を行っており、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを提供しています。

- ・顧客満足度の調査やマーケティング施策において、外国にある事業者が提供するアプリケーションを利用する場合
- ・採用応募のご面接にあたって、外国にある事業者が提供するアプリケーションを利用する場合

当社は、お客さまのお申し出に基づき、当社が委託している事業者が居住する外国名など、個人情報保護法・ガイドラインに規定する事項について、当社に情報提供をご請求いただけます。お取引店までお申し出ください。

2. 外国にある事業者への個人データの提供に関する同意につきまして

当社がお客さまの個人データを外国にある事業者に提供する場合には、個人情報保護法の規定により、同意取得の際に当該国名や当該国の個人情報の保護に関する制度等をあらかじめ公表することとされています。

しかし、将来にわたりお客さまにお取引いただく金融商品は未定であり、また、どの外国当局・保管機関等から、お客さまの個人データの提供要請を受けるかをあらかじめ把握することはできないため、事前に当該国名や当該国の個人情報の保護に関する制度等をお知らせすることはできません。

一方で、外国証券または預託証券の取引をする際には、発行者または取引所の所在国等の法令等を遵守するため、またはお客さまの配当金、利子および収益分配金等の果実を円滑に受領いただくために、当該国等の求めもしくは所定の手続きに応じて、個人データの第三者提供を行わなければならない場合があります。

このような場面において、法令等により定められた期限、手続きに応じた対応をできない場合には、最終的に、お客さまに不利益が生じるおそれがあります。

よって、お客さまに円滑に外国証券または預託証券の取引を行っていただくため、当社が交付する約款に規定された場面に限り、あらかじめ、個人データの提供に関する同意を取得させていただきます。

なお、提供先となる外国の候補は、以下の通りです。個人情報保護法にもとづき、これら外国における個人情報保護に関する制度などの情報（※）を提供しています。

また、事後的に提供先の第三者を特定できた場合には、お客さまは当該外国の名称、当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。お取引店までお申し出ください（なお、情報提供することにより当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等は、提供を控えさせていただく場合があります）。

アメリカ合衆国	アラブ首長国連邦	イスラエル	インド
インドネシア共和国	オーストラリア連邦	カタール	カナダ
シンガポール	スイス	タイ	大韓民国
台湾	中華人民共和国	チュニジア	トルコ共和国
ニュージーランド	パナマ	フィリピン共和国	ブラジル連邦共和国
ベトナム社会主義共和国	香港	ペルー	マレーシア
南アフリカ	ミャンマー連邦共和国	メキシコ合衆国	ロシア連邦

米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）への対応として、お客さまが対象者であり必要な情報を米国内国歳入庁（IRS）に提供する場合、提供先となる米国の個人情報保護に関する制度などの情報（※）を提供しています。

なお、IRSはOECDプライバシーガイドライン8原則に対応する措置を全て講じています。

- （※）個人情報保護委員会がウェブサイトで公表している「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査」をご確認ください。

- ・個人情報保護委員会ウェブサイト：

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>

8 ご意見・ご要望のお申し出について

(お問い合わせ先について)

- ご意見・ご要望のお申し出につきましては、お取引店または下記の窓口まで、お電話にてお申し出ください。
苦情受付窓口責任部署：お客さま相談室
電話番号：フリーダイヤル0120－324－051
受付時間：月曜日～金曜日の8：40～17：10
ただし、12月31日～1月3日、および祝日・振替休日・国民の休日を除く

(認定個人情報保護団体について)

- 当社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会、資産運用業協会および金融先物取引業協会の協会員です。個人情報の取り扱いについての苦情・相談は、下記窓口でも受付をしております。
 - 日本証券業協会 個人情報相談室
電話番号： 03－6665－6784 <http://www.jsda.or.jp/>
 - 一般社団法人資産運用業協会 会員監査部投資者相談室
電話番号： 03－6821－8756 <https://www.imaj.or.jp/>
 - 一般社団法人金融先物取引業協会 個人情報苦情相談室
電話番号： 03－5280－0881 <http://www.ffaj.or.jp/>

金融商品勧誘方針

みずほ証券株式会社

当社は、次の4項目を遵守し、お客さまに対して金融商品の適正な勧誘を行います。

1. お客さまの知識や経験、財産の状況および取引の目的に照らし、適切な金融商品をお勧め致します。また、お客さまが受け入れ可能なリスクの度合い等の正確な把握に努め、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解いただきお客さまご自身の判断でお取引いただけるよう、適切な説明に努めます。
2. 商品の複雑さや内容の重要度に見合った、明確で誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供に努めます。また、断定的判断を申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
3. お客さまにとって不都合な時間帯やご迷惑な場所などで勧誘を行うことは致しません。
4. 本勧誘方針に沿った適正な勧誘を行うために、研修体制の充実や社内ルールの整備などに努めます。

お取引の際のご留意事項

みずほ証券株式会社

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社では、社員教育に万全を期しております。お客さまにおかれましても、下記の内容をご一読いただき、勧誘やお取引等に不審な点などがございましたら、当社の「お取引店の総務部課長（内部管理責任者）」または「お客さま相談室」までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

記

●当社では現金でのご入金・ご出金はお取り扱いしていません。

- ・お客さまからのご入金は当社指定の銀行口座へのお振り込み、お客さまへのご出金はお客さまがあらかじめ当社へ登録された銀行口座へのお振り込みにより行います。現金でのお取扱いは、天災など特殊なケースを除いていたしません。
- ・営業員名義や第三者名義の金融機関口座への振り込みをお願いすることは一切ございません。
- ・営業員が「名刺の裏書」や「私製の領収書、預り証等」により、お客さまの金銭などをお預かりすることは一切いたしていません。

●営業員がお客さまとの間でお取引口座に記録されない取引や金銭等の授受を行うことはありません。

- ・当社とのお取引内容は、すべて法定帳簿に記載されております。取引報告書、取引残高報告書等により、適宜お取引内容や残高のご確認を行っていただきますようお願いいたします。
- ・営業員がお客さまの預金通帳やカード、ご印鑑をお預かりし、他の金融機関の手続き等を代行することは禁止されています。

●お取引店の営業員・上司以外の者（前任営業員等）が、お客さまに投資勧誘等を行うことはございません。不審に思われる点がございましたら、下記連絡先にご一報いただきますようお願いいたします。

●未公開株や債券の勧誘を装った詐欺にご注意ください。

- ・最近、当社および関係会社等の名を騙った未公開株・債券（転換社債・私募債等）の詐欺行為が報告されております。お客さまにおかれましては、十分にご注意ください。
- ・当社が新規公開株や公募株式等のお取引の勧誘を行う際は、必ず発行会社作成の目論見書を交付します。

【ご連絡先】 ・お取引店 総務部課長

・みずほ証券 お客さま相談室

フリーダイヤル0120-324-051

受付時間 月曜日～金曜日の8時40分～17時10分

ただし、12月31日～1月3日、および祝日・振替休日・国民の休日を除く

以上

個人番号（マイナンバー）のご提供について

証券会社とお取引いただくお客さまは、利子・配当等の支払いを受けるまでにマイナンバーのご提供が必要となります。

また、すでにご提供いただきましたお客さまも、氏名、住所の登録情報の変更に係るお届出の場合は、原則として再度のご提供をお願いいたします。

※マイナンバーを当社にご提供済みで、変更前後のご住所等が同一の「本人確認書類」（例：個人番号カード、住民票の写し、運転免許証（表裏））で確認ができる場合には、再度ご提供いただく必要はございません。

マイナンバーご提供に関して、ご不明な点がございましたら、お取引店、またはコールセンターへお問い合わせください。

■ コールセンター：0570-000-324（ナビダイヤル）

■ 営業時間：平日8時00分～18時00分／土曜日9時00分～17時00分（祝日・年末年始を除く）

みずほ証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

下記の窓口まで、お電話にてお申し出ください。

苦情受付窓口責任部署 お客さま相談室

電話番号 フリーダイヤル0120-324-051

受付時間 月曜日～金曜日の8時40分～17時10分

ただし、12月31日～1月3日、および祝日・振替休日・国民の休日を除く

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客さまと金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情および紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

電話番号 0120-64-5005（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間 月曜日～金曜日9時00分～17時00分（祝日を除く）

